

「第3 給与」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、職員数と給与状況などについて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員
[調査票①～27欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

人 員
[調査票①～⑨欄]

平成19年6月に雇用され、給与を支給される者について、職種区分毎に人員数を記入してください。

個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に記入してください。

給 料
[調査票⑩～⑱欄]

平成19年6月中に支給した現金給与額(税込)の職種区分毎の総額を記入してください。

給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支払ったすべてのものが含まれます。

また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。

なお、年俸制を適用されている者については、年俸の1/12の額と平成19年6月中に支給された諸手当とを合算した額を記入してください。

常勤職員1人当たりの
年間の平均賞与支給額
[調査票⑲～26欄]

常勤職員に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。

常勤職員1人当たりの年間の平均支給額を記入してください。

職種区分毎に、次の(1)～(3)までの計算式で算定した額の合計額を記入してください。

(1) 平成18年賞与支給実績額(夏期分) ÷ 支給対象人数

(2) 平成18年賞与支給実績額(冬期分) ÷ 支給対象人数

(3) 平成18年賞与支給実績額(その他) ÷ 支給対象人数

※支給毎に計算をしてください。

院 長

個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。

個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

役 員

医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。

理事(長)兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

常勤職員1人当たりの
1週間平均の所定労働
時間
[調査票27欄]

「2 非常勤職員」において非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1週間当たりの常勤職員1人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。

なお、役員を除いて記入してください。また、個人立歯科診療所の場合、開設者本人を除いて記入してください。

非常勤職員
[調査票28～45欄]

常勤職員以外の者をいいます。例えば、他の歯科診療所などからパートタイムで来ているような者は非常勤としてください。

総労働時間
[調査票28～36欄]

非常勤職員の平成19年6月1か月間の総労働時間数（1時間未満は切り捨て）を職種毎に記入してください。例えば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。

なお、個人立歯科診療所の場合は、開設者本人を除いて記入してください。

[参考] 非常勤職員の人員数については、次の計算により中医協事務局にて常勤職員換算します。

$$\text{非常勤職員の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員の1か月間の総労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

(注1) 職種単位に非常勤職員の総労働時間を人数換算し、小数点第2位以下を切り捨てる。

(注2) 週あたりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働時間として計算する。

給 料
[調査票37～45欄]

「常勤職員」に準じて記入してください。

賞与支給額
[調査票46欄]

職員（非常勤職員を含む）に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。

使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

次の計算式で算定した額を記入してください。

$$\text{平成18年賞与支給総額（実績額）} \times 1 / 12$$

退職給付費用
[調査票47欄]

平成18年度（又は平成18年）の1年間に支給した退職金の額の1/12の額を記入してください。

法定福利費
[調査票48欄]

法令に基づいて支払った次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。

(1) 平成19年6月中に支払った給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(2) 平成18年に支払った賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額の1/12

(3) 労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
平成18年度実績の1/12の額

給与費等の合計
[調査票49欄]

この欄の金額を「第2 収支」の「1 給与費」欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所のみ記入してください。
- 個人立歯科診療所は平成18年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は平成19年3月31日現在における資産及び負債の額を記入してください。
- 2つ以上の歯科診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった歯科診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

資産合計 [調査票①欄]

個人立歯科診療所は、平成18年分所得税青色申告決算書の貸借対照表(資産負債調)の「資産の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「合計」の額から「事業主報酬額」、「事業主貸」の額を控除した額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は、平成18年度決算貸借対照表の「資産の部」の「合計」の額を記入してください。

(うち)有形固定資産 [調査票②欄]

個人立歯科診療所は、貸借対照表(資産負債調)の「資産の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「建物」、「建物付属設備」、「機械装置」、「車輛運搬具」、「工具器具備品」、「土地」の各欄の額の合計額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は、平成18年度決算貸借対照表の「資産の部」の「有形固定資産合計」の額を記入してください。

負債合計 [調査票③欄]

個人立歯科診療所は、平成18年分所得税青色申告決算書の貸借対照表(資産負債調)の「負債・資本の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「支払手形」、「買掛金」、「借入金」、「未払金」、「前受金」、「預り金」の各欄の合計額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は、平成18年度決算貸借対照表の「負債の部」の「負債合計」の額を記入してください。

(うち)借入金 [調査票④欄]

個人立歯科診療所は、貸借対照表(資産負債調)の「負債・資本の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「借入金」の額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は、平成18年度決算貸借対照表の「負債の部」の「短期借入金」、「長期借入金」の各欄の額の合計額を記入してください。

(うち)長期借入金 [調査票⑤欄]

上記④欄のうち、期間が1年を超えるものの金額を記入してください。

「第5 設備投資」の記入要領 (調査票6頁)

- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の設備投資と介護保険分の設備投資との合計額を記入してください。
- 個人立歯科診療所は平成18年1月から12月までの設備投資実績額を、個人立以外の歯科診療所は平成18年4月から平成19年3月までの設備投資実績額を記入してください。

土地	業用に取得した土地の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
建物（建物付属設備を含む） [調査票②欄]	診療棟など歯科診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、給排水など建物に付属する設備を含む）の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
医療用器械備品 [調査票③～⑤欄]	治療、検査など医療用の器械、器具、備品などの取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。 (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。 (2) 買替えなどの下取りで医療用器械備品などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。
その他の有形固定資産 [調査票⑥～⑧欄]	業務用自動車、電気・ガス機器、事務・通信機器など上記以外の有形固定資産の取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。 (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。 (2) 買替えなどの下取りで業務用自動車などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。

「第6 租税公課、借入金等」の記入要領 (調査票7頁)

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課、借入金等
(平成18年(度)の年
額)」

租税公課
[調査票①欄]

次の平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(歯科医師会費など)、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。
なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額について、平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

借入金
[調査票④欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金の平成18年度(又は平成18年)に新規に借り入れた額を記入してください。

(うち)長期借入金
[調査票⑤欄]

上記④欄のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

借入返済金
[調査票⑥欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

(うち)長期借入金
[調査票⑦欄]

上記⑥欄のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

支払利息
[調査票⑧欄]

短期、長期を合わせた借入金の支払利息で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

「税金(平成18年(度)
の年額)」

所得税などの税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医業収入-医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。

この按分が不可能な場合は医業収入金額、職員数などを用いて計算してください。

所得税・法人税
[調査票⑨欄]

個人立歯科診療所は「平成18年分の所得税確定申告書」1面の「差引所得税額」－「定率減税額」の額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は「平成18事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩欄]

個人立歯科診療所は「平成19年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は「平成18年度住民税確定申告書」の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪欄]

個人立歯科診療所は「平成19年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は「平成18年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当（平成19年6月分）」

通勤手当
[調査票⑫欄]

平成19年6月分の通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の金額を記入してください。

参考資料

「その他の医業・介護費用」について（調査票3頁）

- 「第2 収支」の「Ⅲ 医業・介護費用」のうち、「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は、次のとおりです。
- これら費目で、平成19年6月中に支払い又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成19年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、歯科材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費		乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	*	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	*	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用 (固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	*	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	*	土地の賃借料

(うち)建物賃借料		建物、部屋の賃借料
(うち)医療機器賃借料		医療機器の賃借料
損害保険料	*	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	*	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
研究研修費	*	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支払利息	*	借入金の支払利息（支払利息が年払い、期払いの場合は1か月相当額としてください。）
雑費		寄付金など上記の科目に属さない費用など

